

令和7年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和7年6月11日

閉 会 令和7年6月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（6月11日）

出席議員 8名

1番	坂 本 豊 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	川 崎 憲 二 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	乳 井 厳 公 君	8番	小 鹿 重 一 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	小 松 生 佳 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	木 村 伸 一 君
総 務 課 長	稲 葉 正 明 君
税 務 課 長	吉 田 聡 君
住 民 課 長	藤 本 正 人 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	八木澤 琴 美 君
産 業 振 興 課 長	高 田 一 憲 君
建 設 課 長	高 田 徹 君
総 務 課 調 整 監	八 戸 慎 幸 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

中 川 孝 治 君

議 会 事 務 局 次 長

蒔 田 千 草 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

5 番

森 弘 美 君

6 番

吉 田 勉 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 報告第 4 号 蓬田村外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の専決処分について

第 6 報告第 5 号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 7 報告第 6 号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関
する条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 8 報告第 7 号 令和 6 年度蓬田村一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分
について

第 9 報告第 8 号 令和 6 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 4
号）の専決処分について

第 10 報告第 9 号 令和 6 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の
専決処分について

第 11 報告第 10 号 令和 6 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決
処分について

第 12 報告第 11 号 令和 5 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）
の専決処分について

第 13 報告第 12 号 令和 6 年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）の専決
処分について

第 14 報告第 13 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

- 第 1 5 報告第 1 4 号 継続費繰越計算書の報告について
- 第 1 6 議案の上程・提案理由の説明
- 議案第 2 0 号 蓬田村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第 2 1 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 2 2 号 蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第 2 3 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 2 4 号 動産の買入れの契約の締結について
- 議案第 2 5 号 動産の買入れの契約の締結について
- 議案第 2 6 号 工事請負契約締結事項の変更について
- 議案第 2 7 号 令和 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 2 8 号 令和 7 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 2 9 号 令和 7 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 3 0 号 令和 7 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 議案第 3 1 号 令和 7 年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 第 1 7 議案第 2 0 号 蓬田村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例案
- 第 1 8 議案第 2 1 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 1 9 議案第 2 2 号 蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案
- 第 2 0 議案第 2 3 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 1 議案第 2 4 号 動産の買入れの契約の締結について
- 第 2 2 議案第 2 5 号 動産の買入れの契約の締結について
- 第 2 3 議案第 2 6 号 工事請負契約締結事項の変更について

午前9時42分 開会

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和7年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小鹿重一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番森 弘美君、6番吉田 勉君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小鹿重一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月13日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月13日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小鹿重一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月3日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として、村長、副村長、教育長、会計管理者、各課長、調整監の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（小鹿重一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものに

ついて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、令和7年3月村議会定例会後の主なる行事及び会議等についてご報告申し上げます。

3月10日月曜日、青森県国民健康保険団体連合会の総会が青森市内であり、これに出席しております。

3月11日火曜日、蓬田中学校卒業式が挙行され、これに参加しております。

3月16日、蓬田保育園保育証書授与式がありまして、これに出席をしております。

3月19日水曜日、蓬田小学校卒業式がありましたので、これに出席しております。

3月25日火曜日、青森地域広域事務組合議会第1回定例会が消防本部でございまして、これに出席しております。

3月27日水曜日、蓬田村まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部、これは私が長で課長等が委員になっておるものでございますが、この会議を開き、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略計画を策定しております。

3月29日、蓬田村消防団第五分団屯所竣工式並びに第四分団小型動力ポンプ付積載車の入魂式を第五分団の屯所で実施いたしました。

4月6日日曜日、蓬田村消防団春季火防演習を広瀬地区で行っております。

4月7日月曜日、午前には蓬田小学校の入学式、午後は蓬田中学校の入学式に出席をしております。

4月11日金曜日、青森県消防協会東青地区定期評議員会がございまして、これに出席をしております。場所は青森市内でございました。

4月21日月曜日、外ヶ浜地区春の安心・安全まちづくり推進大会が外ヶ浜警察署でございまして、これに出席をしております。

4月24日木曜日、蓬田村商工会青年部定期総会が村内でありまして、これに参加しております。

4月30日木曜日、蓬田村老人クラブ連合会定期総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席しました。

5月7日水曜日、東津軽郡町村会の定期総会が青森市内でありまして、これに出席をいたしました。

5月17日土曜日、蓬田中学校の運動会が総合グラウンドでございまして、これに参加

してございます。

5月21日水曜日、村内の田植督励で巡回をいたしております。

5月26日月曜日、蓬田村健康づくり推進委員委嘱状の交付をふるさと総合センターで行いました。

5月28日水曜日、外ヶ浜地区交通安全協会の定期総会が外ヶ浜警察署で開催され、これに出席しています。

5月28日、同日でございますが、蓬田村商工会の総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席しております。

5月30日金曜日、蓬田村保健協力員の委嘱状交付式がふるさと総合センターでございまして、これに出席しております。

5月31日土曜日、蓬田小学校の運動会が開催され、出席いたしました。

6月1日日曜日、平内町消防団定期観閲式が平内町で開催され、出席しております。

5月8日日曜日、今別町消防団定期観閲式がございまして、これに出席しております。

以上のとおり、行政報告をいたします。

○議長（小鹿重一君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第4号 蓬田村外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第5、報告第4号蓬田村外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 報告第4号蓬田村外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第2号、専決処分書、蓬田村外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由。招致外国青年任用規則の一部改正に伴い、蓬田村外国語指導助手の報酬及

び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分するものであります。

次のページをお開き願います。

改正内容としまして、一般財団法人自治体国際化協会より、語学指導等を行う外国青年の報酬等の見直しが通知されたことに伴い、蓬田村外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例第3条を改正するものであります。

報酬月額範囲を設けず、今後見直し等があった場合でもすぐに対応できるようにするものであります。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第5号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第6、報告第5号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 報告第5号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、専決処分書、蓬田村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

専決理由。地方税法等の一部改正に伴い、蓬田村税条例の一部を改正する必要が生じたため、専決処分するものであります。

主な改正内容についてご説明いたします。

1 つ目は、個人住民税については、地域社会の会費的な性格を踏まえ、地方財源の影響や税務手続の簡素化の観点を総合的に勘案し、次のような改正が行われます。

給与所得控除の見直しについては、所得税と同様に対応、最低保障額の現行55万円から65万円、扶養親族等に係る所得要件の引上げについては所得税と同様の対応、現行の48万円から58万円。

2 つ目に、個人住民税における特定親族特別控除の創設に伴う改正です。個人住民税の所得控除において、所得税と同様に特定親族特別控除額が控除すべき金額に追加されました。これに伴い、税条例の所得控除の規定においても、特定親族特別控除の文言が導入されております。

3 つ目に、軽自動車税関係については、2 輪車の車両区分の見直し、新基準、原付バイク、2 輪車のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下に制限をされているものに係る軽自動車税種別割の税率が年額2,000円、50cc原付と同様額となります。

そのほかについても、国による地方税法の一部改正に伴い、関連する内容の整備をするものです。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第6号 蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に

ついて

○議長（小鹿重一君） 日程第7、報告第6号蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 報告第6号蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

専決第4号、専決処分書、蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

専決理由。半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）の一部改正に伴い、蓬田村半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要があるため専決処分するものであります。

次のページをお願いします。

改正内容としましては、租税特別措置法及び施行令の一部改正により、本条例における「令和7年3月31日」までを「令和9年3月31日」へ計画期間を延長するものです。

附則、この条例は令和7年3月31日から施行する。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第6号は承認することに決定されました。

日程第 8 報告第 7 号 令和 6 年度蓬田村一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第 8、報告第 7 号令和 6 年度蓬田村一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 報告第 7 号令和 6 年度蓬田村一般会計補正予算（第 10 号）の専決処分について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

1 ページお開きください。

専決第 5 号、令和 6 年度蓬田村一般会計補正予算（第 10 号）。

令和 6 年度蓬田村の一般会計補正予算（第 10 号）は次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,542 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 6,571 万 3,000 円とするものであります。

それでは、総務課関係の主なものについて説明いたします。

11 ページをお開きください。

中段、10 款 1 項 1 目 1 節地方交付税、特別交付税 4,629 万 4,000 円を増額補正してございます。

15 ページをお開きください。

上段、14 款 2 項 5 目 13 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 805 万円の増額は、交付金額の確定によるものです。

18 ページをお開きください。

下段、15 款 3 項 1 目 4 節選挙委託金、衆議院議員選挙委託金 86 万円の増額は、委託金の確定によるものです。

19 ページをお開きください。

下段、17 款 1 項 1 目 1 節一般寄附金、ふるさと納税寄附金 5,182 万 8,000 円の減額は、寄附金の確定によるものです。

22 ページをお開きください。

下段、21款1項2目農林水産業債160万円の減額、4目消防費、消防債190万円の減額は、事業債の確定によるものです。

歳出について説明いたします。

23ページをお開きください。

2款1項1目4節共済費から25節寄附金まで合わせて2,732万7,000円の減額は、事業費及び歳出金額の確定によるものです。

24ページをお開きください。

2款1項4目10節需用費から17節備品購入費まで合わせて1,623万6,000円の減額は、事業費及び歳出金額の確定によるものです。

25ページをお開きください。

2款1項7目自動車管理費223万円の減額、その下8目企画費477万8,000円の減額、その下、10目コミュニティバス運行費55万8,000円の減額は、事業費及び歳出金額の確定によるものです。

26ページをお開きください。

2款1項12目24節積立金、財政調整基金利子積立金30万6,000円を増額計上しております。その下、13目24節積立金、公共用施設整備基金積立金、公共用施設整備基金利子積立金、合わせて2億6,243万5,000円を増額計上をしております。

その下、14目新庁舎等建設事業費458万6,000円の減額は、事業費の確定によるものです。

その下、18目24節積立金、ふるさと応援基金積立金5,182万8,000円を減額計上しております。

39ページをお開きください。

下段、9款1項1目非常備消防費412万7,000円の減額、40ページ、2目消防施設費895万3,000円の減額、その下、3目災害対策費60万円の減額は、事業費及び歳出金額の確定によるものです。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） それでは、税務課関係の項目についてご説明させていただきます。

歳入、9ページをお開きください。

1 款 1 項市町村民税638万円を減額しております。

次に、2 項固定資産税795万5,000円を増額しております。

次に、3 項軽自動車税10万7,000円を増額しております。

次に、下段、4 項市町村たばこ税から、11ページ、8 款 1 項自動車環境性能割交付金まで、それぞれ収入見込額を計上しております。

次に歳出、26ページをお願いします。

下段、2 款 2 項 2 目賦課徴収費128万円を減額計上しております。いずれも事業終了に伴い精査したものです。

説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（藤本正人君） 住民課関係の主な項目について説明いたします。

歳入から説明いたします。

15ページをお開きください。

下段、14款 3 項 2 目 1 節国民年金費事務委託料、基礎年金等事務委託金37万7,000円の増額です。これは申請件数等の事務費の確定に伴い増額するものです。

次に、歳出について説明いたします。

27ページをお開きください。

上段、2 款 3 項 1 目13節住基ネットシステム賃借料32万7,000円の減額です。これは年度途中で新しい機器に更新する予定でしたが、年度いっぱい再リースで対応したため減額するものです。いずれも年度事業確定に伴い精査し、予算調製したものです。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

歳出、30ページをお開きください。

1 段目、3 款 1 項 5 目社会福祉施設費534万6,000円を減額しております。19節の自立支援給付費の減額となります。

同じページの上から 3 段目、12目子育て世帯祝い金給付事業費240万円を減額しております。子供が出生したときにお祝い金を給付する事業の関係になります。

同じページの一番下、14目物価高騰対応重点支援給付金事業費230万円を減額してお

ります。令和6年度分の住民税が新たに非課税や均等割のみ課税となった世帯へ給付した事業になります。

次のページの31ページをお開きください。

上段、3款1項24目物価高騰対応重点支援給付金（追加分）事業費127万円を減額しております。令和6年度の住民税非課税世帯への給付金事業になります。

同じページの下段、3款2項2目児童措置費482万4,000円を減額しております。主に19節の児童手当469万円の減額となります。

次に、32ページをお開きください。

上段、3款2項4目保育所費183万9,000円を減額しております。主に18節の施設型給付費等負担金173万9,000円の減額となります。

同じページの下段、4款1項2目予防費1,732万3,000円を減額しております。主に12節の各種予防接種の委託料、合わせて1,118万5,000円の減額となります。

次に、33ページをお開きください。

4款1項3目環境衛生費1,168万8,000円を減額しております。

次のページ、34ページをお開きください。

4款1項7目健康増進保健事業費462万1,000円を減額しております。主に12節がん検診委託料321万1,000円の減額となります。いずれも年度の事務事業終了に伴い、精査したことになります。

歳入につきましては、歳出の対応額を合わせて予算措置しております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 産業振興課関係の項目について説明させていただきます。

歳入、18ページをお開きください。

中段になります。15款2項4目1節農業費補助金1,790万2,000円を減額しております。

その下、2節農業委員会費交付金27万6,000円を増額しております。

次に、20ページをお開きください。

上段になります。18款2項3目1節森林環境基金繰入金129万6,000円を減額しております。

続いて、歳出になります。

35ページ下段から36ページまでの6款1項農業費5目の農地費を除く合計1,922万

3,000円を減額しております。

次に、37ページをお開きください。

上段、6款2項林業費、合計で77万9,000円を減額しております。

中段、7款1項商工費、合計で186万5,000円を減額しております。

いずれも年度事務事業終了に伴い精査したものとなります。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 建設課関係予算について説明いたします。

歳入、12ページをお開きください。

13款1項3目1節住宅使用料331万1,000円の増額です。これは入居率の増に伴うものです。

次に、15ページをお開きください。

14款2項3目土木費国庫補助金246万1,000円の増額です。事業の確定に伴い増額いたしました。

次に、歳出、36ページをお開きください。

6款1項5目18節県営長科上地区ため池等整備事業負担金139万2,000円の減額、その下、県営蓬田第一地区経営体育成基盤整備事業負担金379万9,000円の減額です。工事費の確定に伴い負担金が減額したため、補正いたしました。

次に、38ページをお開きください。

8款2項1目12節村道舗装補修工事測量設計業務委託料163万9,000円の減額、橋梁点検業務委託料297万3,000円の減額です。委託料の確定に伴い減額いたしました。

次に、8款2項2目17節除雪ドーザ購入費1,001万円の減額です。入札による購入額確定に伴い減額いたしました。

今説明した以外の予算も事業費確定に伴う補正となっております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） それでは、教育課関係の主な項目について説明させていただきます。

歳出、41ページをお開き願います。

下段、10款2項1目14節エアコン設置工事費1,029万2,000円の減額です。事業費の確

定により補正したものです。

次のページ、42ページをお開き願います。

上段、10款3項1目14節石油ストーブ交換工事452万4,000円の減額、同じく14節の一番下、エアコン設置工事費290万6,000円の減額、その下、2目教育振興費の18節、2つ目になります、蓬田中学校海外研修事業負担金167万2,000円を減額しております。当初見積りをいただいていた旅行会社からの変更、青森空港から台湾への直行便を利用したこと、また参加人数の減等による減額となり、いずれも事業費の確定により補正したものです。

次のページ、43ページをお開き願います。

10款4項4目14節文化伝承館敷地内通路整備工事費74万7,000円を減額しております。事業費の確定により補正しております。

その他の歳入歳出いずれも事業確定に伴い精査したものであります。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号の採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第8号 令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算 （第4号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第9、報告第8号令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）の専決処分について報告を求めます。教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 報告第8号令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第6号、令和6年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）。

令和5年度蓬田村の学校給食センター特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ264万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3,717万4,000円とする。

5ページをお開き願います。

歳入の主なものとして、上段、1款1項1目1節給食収入の給食負担金を12万2,000円減額しております。これは収入額の確定による減額となっております。

下段、2款1項1目1節繰入金252万5,000円を事業費の確定により減額しております。

次ページをお願いします。歳出になります。

上段、1款1項1目一般管理費の総額144万2,000円をそれぞれ事業費の確定により減額しております。

その下、2款1項1目給食費についても、事業費の確定により120万6,000円を減額しております。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（小鹿重一君） 起立多数であります。よって、報告第8号は承認することに決定されました。

日程第10 報告第9号 令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第10、報告第9号令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（藤本正人君） 報告第9号令和6年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第7号、令和6年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,448万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,735万1,000円とするものでございます。

歳入について説明いたします。6ページをお開きください。

上段、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,047万4,000円の減額です。これは被保険者数の減少と徴収税額の確定に伴い、減額したものです。現年の徴収率は95.32%、滞納繰越分の徴収率は17.89%となっております。

7ページをお開きください。

上段、4款1項1目保険給付費等交付金8,966万4,000円の減額です。事業の確定に伴い精査したものです。

8ページをお開きください。

上段、6款1項1目5節財政安定化支援事業繰入金389万1,000円の増額です。これは被保険者数の減少による税収の不足に対し、財政の安定化を図るため、一般会計から繰入れするものです。

次に、歳出について説明いたします。11ページをお開きください。

上段、1款1項1目18節一般被保険者療養給付費7,756万円の減額です。これは被保険者数の減少と生活習慣病等の受診件数の減少によるものです。

下段、2款2項1目18節一般被保険者高額療養費1,255万円の減額です。これは負担限度額適用認定による軽減措置やがん疾患、心疾患等の患者数の減少によるものです。

14ページをお開きください。

上段、5款2項1目12節特定健診等委託料124万6,000円の減額です。これは特定健診受診者の確定により減額するものです。令和6年度の実績ですが、集団健診は185名、

個別健診が41名、被保険者の40歳以上75歳未満の受診率は39.2%でした。

その他の予算についても、いずれも事業確定に伴い精査し、予算調製したものです。

なお、歳入につきましては、歳出対応額を合わせて予算措置しております。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

日程第11 報告第10号 令和6年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第11、報告第10号令和6年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（藤本正人君） 報告第10号令和6年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第8号、令和6年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,398万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,152万円とするものでございます。

歳入について説明いたします。6ページをお開きください。

上段、1款1項1目第1号被保険者保険料85万円の増額です。これは徴収額の確定に伴い増額したものです。現年の徴収率は99.26%、滞納繰越分の徴収率は30.89%となっ

ております。

次に、歳出について説明いたします。10ページをお開きください。

上段、1款1項1目12節介護保険システム改修委託料280万5,000円の減額です。これは介護報酬の改定等に伴うシステム改修を予定しておりましたが、取扱業者による無償対応となったため減額するものです。

下段、2款1項1目居宅介護サービス給付費給付費から9目居宅介護サービス計画給付費まで合わせて779万2,000円の減額です。これは要介護者への訪問介護や通所介護、老人福祉施設等への給付費、また福祉用具購入費や住宅改修費で、いずれも事業の確定により減額するものです。

12ページをお開きください。

中段、2款2項1目介護予防サービス給付給付費から6目介護予防住宅改修費まで、合わせて330万6,000円の減額です。これは要支援者への介護予防事業に伴う給付費や住宅改修費で、いずれも事業の確定により減額するものです。

17ページをお開きください。

中段、3款3項2目任意事業から6目地域ケア会議推進事業費まで、合わせて299万2,000円の減額です。これは利用実績がない等により減額するものです。

その他の予算についても、いずれも事業確定に伴い精査し予算調製したものです。

なお、歳入につきましては、歳出対応額と合わせて予算措置しております。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

日程第12 報告第11号 令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第12、報告第11号令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（藤本正人君） 報告第11号令和6年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開き願います。

専決第9号、令和6年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,955万9,000円とするものでございます。

歳入について説明いたします。5ページをお開きください。

上段、1款1項1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料、合わせて212万5,000円の増額です。これは徴収額の確定に伴い増額したものです。

中段、3款1項1目1節一般会計事務費繰入金391万6,000円の減額です。事業の確定に伴い精査したものです。

6ページをお開きください。

5款3項1目1節雑入126万9,000円の増額です。これは特定健診受診者の確定により増額となったものです。

次に、歳出について説明いたします。7ページをお開きください。

上段、1款1項1目12節後期高齢者特定健康診査委託料46万9,000円の減額です。これは特定健診受診者の確定により減額するものです。令和6年度の実績ですが、集団健診140名、個別健診18名、受診率は32.2%でした。

その他の予算についても、いずれも事業確定に伴い精査し、予算調製したものです。

なお、歳入につきましても、歳入対応額と合わせて予算措置しております。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第11号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第11号は承認することに決定されました。

日程第13 報告第12号 令和6年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第13、報告第12号令和6年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長（高田 徹君） 報告第12号令和6年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

1枚お開きください。

専決第10号、令和6年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

令和6年度蓬田村の簡易水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ642万1,000円減額し、収入支出の総額をそれぞれ1億809万4,000円といたしました。

次のページをお開きください。

資本的支出の予定額を59万9,000円減額し、4,994万3,000円といたしました。

各財務諸表等を説明書として添付しておりますが、補正予算実施計画明細書で内容の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

収益的収入1款2項1目1節一般会計補助金625万2,000円の減額です。支出の減額補正に伴い補正いたしました。

8ページをお開きください。

収益的支出の1款1項2目配水及び給水費222万2,000円の減額です。事業費の確定に

より補正いたしました。

その下段、3目総係費302万8,000円の減額です。支出額の確定により減額いたしました。

その他の予算の減額も事業費の確定により補正いたしました。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員であります。よって、報告第12号は承認することに決定されました。

日程第14 報告第13号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（小鹿重一君） 日程第14、報告第13号繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 報告第13号繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和6年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）第3条及び蓬田村一般会計補正予算（第10号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越ししたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

1枚お開きください。

2款1項定額減税調整給付事業2,307万円のうち80万円を令和7年度へ繰越しするものです。財源は国県支出金です。

その下、6款1項担い手確保経営強化支援事業658万6,000円、全額を令和7年度へ繰越しするものです。財源は国県支出金です。

いずれも令和6年度で事業が完了できなかったことによるものです。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

日程第15 報告第14号 継続費繰越計算書の報告について

○議長（小鹿重一君） 日程第15、報告第14号継続費繰越計算書の報告について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 報告第14号継続費繰越計算書の報告について。

令和6年度蓬田村一般会計補正予算継続費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

1枚お開きください。

2款1項総務管理費の蓬田村庁舎地中熱利用整備事業継続費の総額3億7,169万円のうち、令和6年度で予算計上額2億1,395万3,000円に対して2億1,352万3,200円を支出し、42万9,800円を翌年度で通次繰越ししております。

6款1項農業費の旧ライスセンター機器設備等更新事業継続費の総額6億9,099万9,000円のうち、令和6年度で予算計上額2億730万円に対して2億729万9,400円を支出し、600円を翌年度へ通次繰越ししております。

6款1項農業費の旧ライスセンター機器設備等更新に係る改修事業継続費の総額6,088万5,000円のうち、令和6年度で予算計上額2,435万4,000円に対して2,328万9,200円を支出し、106万4,800円を翌年度へ通次繰越ししております。

9款1項消防費の新庁舎防災無線設置事業継続費の総額3,233万1,000円のうち、令和6年度で予算計上額1,925万9,000円に対して1,852万4,543円を支出し、73万4,457円を翌年度へ通次繰越ししております。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第14号継続費繰越報告書の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消して、会議を再開いたします。

日程第16 議案の上程・提案理由の説明

○議長（小鹿重一君） 日程第16、議案の上程。今期定例会に提出されております議案12件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、令和7年第2回蓬田村議会定例会に提案いたしました議案12件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第20号、蓬田村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例案は、蓬田村役場庁舎の移転に伴い、新たに位置を定める必要が生じたため提案するものであります。

議案第21号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法等の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第22号、蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案は、特定非営利活動法人プロモーションよもぎたの解散に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第23号、工事請負契約の締結については、村道5-1-1号線道路拡幅工事（2工区）について、請負契約を締結するため提案するものであります。

議案第24号、動産の買入れの契約の締結については、蓬田村消防団第五分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買入れするために提案するものであります。

議案第25号、動産の買入れの契約の締結については、除雪業務の用に供するロータリ除雪車を買入れするために提案するものであります。

議案第26号、工事請負契約締結事項の変更については、工事内容の変更のため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

議案第27号、令和7年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入として、県支出金1万9,000円、繰入金3,248万8,000円を増額しております。

次に、歳出の主たるものとして、総務費2,543万9,000円、衛生費488万5,000円などを増額し、土木費339万9,000円を減額しております。このほかの科目においても、所要の

経費の予算補正を行っております。この結果、歳入歳出ともに3,250万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ44億4,382万5,000円となるわけであります。

議案第28号、令和7年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として、国庫支出金4万2,000円、繰入金37万1,000円を増額し、歳出として、総務費41万3,000円を増額しております。この結果、歳入歳出ともに41万3,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億7,648万円となるわけであります。

議案第29号、令和7年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として、繰入金14万7,000円を増額し、歳出として、総務費14万7,000円を増額しております。この結果、歳入歳出ともに14万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億1,951万円となるわけであります。

議案第30号、令和7年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

歳入として、繰入金5,000円を増額し、歳出として、総務費5,000円を増額しております。この結果、歳入歳出ともに5,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ9,524万2,000円となるわけであります。

議案第31号、令和7年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第1号）案につきまして、ご説明申し上げます。

収入として、営業外収益2万円を増額し、支出として、営業費用2万円を増額しております。この結果、収入支出ともに2万円の増額となり、予算規模は収入支出それぞれ1億259万3,000円となるわけであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

日程第17 議案第20号 蓬田村役場の位置を定める条例の一部を改正する
条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第17、議案第20号蓬田村役場の位置を定める条例の一部を改

正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第20号蓬田村役場の位置を定める条例の一部を改正する条例案。

蓬田村役場の位置を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。蓬田村役場庁舎の移転に伴い、新たに位置を定める必要が生じたため、提案するものであります。

1枚お開きください。

本則中「青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1番地の3」を「青森県東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干126番地1」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和7年8月12日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第18、議案第21号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（吉田 聡君） 議案第21号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、提案するものであります。

次のページをお願いいたします。

この条例の一部改正は、国の政令に基づき、基礎賦課額（医療分）の課税限度額を現行の65万円から66万円に引き上げ、後期高齢者支援金分を現行の24万円から26万円に引き上げる内容のものです。

また、軽減判定所得の算定においては、5割軽減基準額を29万5,000円から30万5,000円、2割軽減基準額を54万5,000円から56万円に引き上げることとなります。

附則。この条例は、公布の日から施行し、改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（小鹿重一君） 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第19、議案第22号蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高田一憲君） 議案第22号蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を改正する条例案。

蓬田村ホタテガイ養殖残渣対策協議会設置条例の一部を次のように改正するものです。

提案理由として、特定非営利活動法人プロモーションよもぎたの解散に伴い、条例の一部を改正する必要があるため、提案するものでございます。

改正内容としては、協議会組織構成員であった特定非営利活動法人プロモーションよもぎた役員を削除する内容です。

説明としては以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 工事請負契約の締結について

○議長（小鹿重一君） 日程第20、議案第23号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第23号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的。村道５－１－１号線道路拡幅工事（２工区）。
- 2、契約の方法。指名競争入札。
- 3、契約金額。5,478万円。
- 4、契約の相手方。青森県東津軽郡蓬田村大字瀬辺地字田浦139番地41、株式会社田浦建設、代表取締役高橋知道。

提案理由。村道５－１－１号線道路拡幅工事（２工区）について、請負契約を締結するため提案するものであります。

落札率は95％です。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 7 名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 議案第 2 4 号 動産の買入れの契約の締結について

○議長（小鹿重一君） 日程第21、議案第24号動産の買入れの契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第24号動産の買入れの契約の締結について。

次のとおり動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

- 1、買入れ物件。小型動力ポンプ付積載車（蓬田村消防団第五分団）。
- 2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約金額。1,864万5,000円。

4、契約の相手方。青森県青森市栄町1丁目12番地1号、有限会社丸栄消機、代表取締役天内晴美。

提案理由。蓬田村消防団第五分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を購入するため提案するものであります。

落札率は96.7%です。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第25号 動産の買入れの契約の締結について

○議長（小鹿重一君） 日程第22、議案第25号動産の買入れの契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第25号動産の買入れの契約について。

次のとおり動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1、買入れ物件。ロータリ除雪車（2.6m級）。

2、契約の方法。指名競争入札。

3、契約金額。6,281万円。

4、契約の相手方。青森県青森市新田3丁目11番8号、株式会社青工青森支店、支店

長工藤光治。

提案理由。除雪業務の用に供するロータリ除雪車を買入れするため提案するものであります。

落札率は94.9%です。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第26号 工事請負契約締結事項の変更について

○議長（小鹿重一君） 日程第23、議案第26号工事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（稲葉正明君） 議案第26号工事請負契約締結事項の変更について。

令和5年9月21日議決、9月21日締結の蓬田村新庁舎建設工事請負契約締結事項を次のとおり変更したいので議会の議決を求める。

- 1、契約の目的。変更なし。
- 2、契約の方法。変更なし。
- 3、契約金額。18億4,250万円を18億5,346万9,200円に変更。
- 4、契約の相手方。変更なし。

提案理由。工事内容変更のため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

主な変更内容については、北側村道歩道等整備工事に伴い、歩道用防犯灯の追加とロビー、ホール、議場の内装の変更が必要になったためであります。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（小鹿重一君） 起立全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時12分 散会

上記会議の経過は、事務局長中川孝治が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7年 7月18日

蓬田村議会議長 小 鹿 重 一

会議録署名議員 森 弘 美

会議録署名議員 吉 田 勉